

令和8年度定期総会

令和8年2月24日（火）午後3時

ソソラホール（大ホール）

中野市区長会

令和8年度中野市区長会定期総会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 報 告
令和7年度中野市区長会事業報告について (1ページ)
- 5 議 事
議案第1号 令和7年度中野市区長会給付事業会計決算認定について (3ページ)
議案第2号 令和8年度中野市区長会事業計画案について (7ページ)
議案第3号 令和8年度中野市区長会給付事業会計予算案について (8ページ)
議案第4号 令和8年度中野市区長会役員の選出について (9ページ)
- 6 その他
(1) 区長会事務局からの連絡事項 (10ページ)
① 事務局へ届出するもの
② 区長会の申し合わせ事項

(2) 市からの依頼事項
① 自主防災組織のすすめについて (危機管理課) (13ページ)
② 音声告知放送設備撤去と端末機の処分に関するお知らせについて (企画財政課) (16ページ)
③ 令和8年執行予定の選挙事務について (選挙管理委員会事務局) (18ページ)
- 7 市から感謝状贈呈及び旧役員あいさつ
- 8 新役員あいさつ
- 9 閉 会

報 告

令和7年度中野市区長会事業報告について

令和7年 3月26日 引継会 (1) 令和6年度中野市区長会事業報告について (2) 令和6年度中野市区長会給付事業会計決算認定について (3) 令和7年度中野市区長会給付事業会計予算案について (4) 中野市区長会理事会引継事項について
3月26日 第1回理事会 協議事項 (1) 監事の選任について (2) 役員等の役職について (3) 研修視察について (4) 給付事業について (5) 行政推進事務委託契約について
4月16日 第2回理事会 協議事項 (1) 市からの依頼事項 ①令和7年度中野市総合防災訓練について ②中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の推薦について ③汚泥肥料「未土利」公共利用に係る無料配布について ④令和7年執行予定の選挙事務について ⑤令和7年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「社会を明るくする運動強調月間」等に伴う一斉啓発活動への御協力について (2) 給付事業の状況について (3) 区長会研修会について
6月19日 区長会研修会 研修内容：講演会『詐欺被害の防止について』『街頭防犯カメラ設置促進事業について』『地域における防犯活動について』 講師 中野警察署生活安全課長 緑川 健 様 参加者 正副区長58名
7月9日 第3回理事会 協議事項 (1) 市からの依頼事項 ①中野市保健補導員会の解散に向けた検討について ②男女共同参画に関する区（自治会）の意識調査 (2) 前回理事会での質問事項に関しての報告等 ・学校備品の貸出しについて (3) 給付事業について (4) 行政推進事務委託料について (5) 市区長会長の地区における持ち回り順について (6) 区長会理事会研修会について
10月17日 理事会研修会 研修内容：中野まなびい塾 16番 『考えてみよう！空き家問題』 講師 建設水道部都市建設課建築住宅係長 山本

10月17日 第4回理事会

協議事項

- (1) 市からの依頼事項
 - ①除雪についてのお願ひ
 - ②特定健診・いきいき健診の会場集約について
 - ③環境公害防止指導員の推薦について
 - ④交通指導員の推薦について
 - ⑤令和8年度各種会費・募金について
- (2) 行政推進事務委託料と給付事業負担金納入についての事務手続きに関するお詫びについて
- (3) 給付事業について

令和8年

2月13日 中野市区長会給付事業会計決算監査
令和7年度会計決算監査

令和8年

2月13日 第5回理事会

協議事項

- (1) 総会における市からの依頼事項について
 - ①自主防災組織のすすめについて
 - ②音声告知放送設備撤去と端末機の処分に関するお知らせについて
 - ③令和8年執行予定の選挙事務について
- (2) 給付事業状況について
- (3) 令和8年度中野市区長会定期総会について

議 事

議案第1号 令和7年度中野市区長会給付事業会計決算認定について

収入合計	1, 101, 212	円
支出合計	908, 910	円
差引残高	192, 302	円
翌年度繰越金	192, 302	円

令和8年2月24日 提出
 令和8年2月 日 定
 中野市区長会長 勝山 裕二

収 入 (単位 円)

科 目	予算額 ①	収入済額 ②	比較 ②-①	説 明
1 負担金	735,000	735,850	850	14,717世帯
2 助成金	200,000	200,000	0	市補助金
3 雑入	22,204	22,566	362	
(1)普通預金利子	100	1,064	964	利息
(2)基金積立金利子	22,104	21,502	△602	定期預金・国債
4 繰越金	142,796	142,796	0	前年度繰越金
合 計	1,100,000	1,101,212	1,212	

支 出 (単位 円)

科 目	予算額			支出済額 ②	比較 ①-②	説 明
	当初予算	流用増減	計①			
1 給付金	400,000	110,000	510,000	504,510	5,490	(給付明細次頁)
2 基金積立金	680,000	△110,000	570,000	400,000	170,000	(基金明細次々頁)
3 振込手数料	10,000	0	10,000	4,400	5,600	振込手数料1,760円 手数料返還金2,640円
4 予備費	10,000	0	10,000	0	10,000	
合 計	1,100,000	0	1,100,000	908,910	191,090	

○給付明細

(単位 円)

No	給付内容	給付件数 (災害報告件数)		給付金額	備考
1	療養給付	吉田区 (1件)		133,130円	区の球技大会中に右足のアキレス腱を断裂した。
2	療養給付	赤岩区 (1件)		300,000円	危険木の伐採作業中、倒木が頭と背中に当たり、意識不明の重体となった。
3	療養給付	替佐区 (1件)		8,330円	草刈り作業中に転倒し、頭皮を裂傷した。
4	療養給付	新野区 (1件)		5,000円	墓地の草刈り作業中に蜂に刺された
5	療養給付	毛野川区 (1件)		58,050円	市道上の倒木撤去作業の現場立会で出役し、付近の片付け作業中に左手をマムシに噛まれた。
	計	5区	5件	504,510円	

○給付基金現在高

(単位 円)

区 分	令和6年度末現在高 ①	令和7年度積立金 ②	令和7年度末現在高 ①+②
基金の積立	34,924,000	400,625	35,324,625

・給付基金内訳

(単位 円)

預金取引先	種類	件数	金 額
八十二長野銀行	定期	4	3,756,000
中野市農業協同組合	定期	15	9,610,625
ながの農業協同組合	定期	1	5,704,000
長野県信用組合	定期	1	6,254,000
野村証券	国債	1	10,000,000
合 計		22	35,324,625

令和7年度中野市区長会給付事業会計決算監査の結果について（報告）

中野市区長会給付事業会計について、会計簿及び証拠書類を監査した結果は、下記のとおりであります。

記

- 1 収入支出ともに計算は正確であります。
- 2 書類整備は良好であります。

令和8年2月13日

中野市区長会
会長 勝山 裕二 様

中野市区長会

監 事 _____ (印)

監 事 _____ (印)

議案第2号 令和8年度中野市区長会事業計画案について

令和8年2月24日 提出
令和8年2月 日 決
中野市区長会長 勝山 裕二

1 総会及び理事会

定期総会 年1回(例年2月中旬)

理事会 年6回(例年3月、4月、7月、10月、11月、2月上旬)

2 研修視察

期日 5月中旬

対象者 全区長・副区長

3 給付事業

区が行う事業や行事に伴う区民の負傷、障害又は死亡に関して給付(見舞)を行っている。
療養・障害給付(支給限度額30万円)、死亡給付(支給限度額150万円)

4 行政推進事務委託契約

市長と市区長会長の間で市政を円滑に推進するため締結している。種別は次の4種類。

①行政推進協力事務(区長事務)

(意義) 市政との連絡調整を区長が行っていることに対するもの。

(委託料)

(1) 世帯数当たりの額(当該年度4月1日現在の世帯数) @486円

(2) 市区長会研修視察参加人数当たりの額 @20,000円

②文書配布事務

(意義) 市の配布物の一部を区役員(組長等)が配布していることに対するもの。

(委託料)

(1) 世帯数当たりの額(当該年度4月1日現在の世帯数) @386円

③地区行政連絡事務

(意義) 各地区区長会の事務局を務めていることに対する運営費及び地区区長会会議を行う際の会場使用に対するもの。

(委託料)

(1) 地区事務委託の有無により @120,000円

(2) 会場賃借 @27,000円

(3) 世帯数割(当該年度4月1日現在の世帯数) @15円

④防犯指導員活動費支払い事務

(意義) 防犯指導員の活動に対するもの。

(委託料) 防犯指導員数 @1,000円

(支払等の時期)

4月	1日	行政推進事務委託契約の締結
5月	下旬	行政推進協力事務委託料(研修分)の請求
7月	中旬	市へ各委託料の請求
8月	月上旬	区へ各委託料の支払

議案第3号 令和8年度中野市区長会給付事業会計予算案について

収入合計 1, 170, 000 円
 支出合計 1, 170, 000 円

令和8年2月24日 提出
 令和8年2月 日 決
 中野市区長会長 勝山 裕二

収 入 (単位 円)

科 目	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	比較 ①-②	説 明
1 負担金	742,500	735,000	7,500	各戸負担金 (14,850世帯見込)
2 助成金	200,000	200,000	0	市補助金(給付額の 1/2、上限200,000円)
3 雑 入	35,198	22,204	12,994	
(1)普通預金利子	3,198	100	3,098	
(2)基金積立金利子	32,000	22,104	9,896	
4 繰越金	192,302	142,796	49,506	前年度繰越金
合 計	1,170,000	1,100,000	70,000	

支 出 (単位 円)

科 目	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	比較 ①-②	説 明
1 給付金	500,000	400,000	100,000	
2 基金積立金	650,000	680,000	△30,000	
3 振込手数料	10,000	10,000	0	給付金振込手数料
4 予備費	10,000	10,000	0	
合 計	1,170,000	1,100,000	70,000	

議案第4号 令和8年度中野市区長会役員の選出について

中野市区長会会則第5条の規定により、以下の役員を選出する。

なお、選出方法については第6条第1項の規定による。

令和8年2月24日 提出

令和8年2月 日 決

中野市区長会長 勝山 裕二

職	氏名	区名	備考
会 長			
副会長			
〃			
〃			
〃			
理 事			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			

(参考) 令和8年度各地区区長会 正副会長名簿

地区名	会長	副会長		
中野	荻原 浩文	川上 博矛	淀 雅明	
日野	浦野 伸一	田川 義一	豊田 文規	
延徳	池田 喜芳	斉藤 武美		
平野	吉見 和彦	町田 伸一	青木 伸治	長島 輝宜
高丘	永井 幸夫	平野 修次	荻原 一彦	
長丘	長張 永夫	若林 安文	高山 章	藤澤 信一
平岡	町田 昇一	小林 郁夫	池田 忠夫	
科野	小林 俊幸	池田 敏幸	土屋 久美	
倭	丸山 隆久	宮澤 泉	永沢 誠一	
豊津	高橋 精一	佐藤 康夫		
上今井	坂口 茂木	神田 知徳		
永田	遠山 勝之	西澤 正尚	岡村 寛	

その他

(1) 区長会事務局からの連絡事項

① 事務局へ届出するもの

ア 世帯数の異動報告

異動の都度報告する。(電話、FAX、メール可)

報告先	中野市区長会事務局 (中野市 暮らしと文化部 市民協働推進室内)
	電 話 22-2111 (内線455)
	F A X 22-5923
	メール kyodo@city.nakano.nagano.jp

② 区長会の申し合わせ事項

ア 区民の脱退及び編入について

区の区画は原則として大字界としているので、区民から区の区域を越えて転入の届出があった場合は、関係区の同意を得るものとする。

イ 給付事業について

(ア) 給付対象について

区の行事に関連して、交通安全協会の事業、体育行事及びP T A等に出役した場合の災害も給付の対象とする。

(イ) 基金積立金について

基金積立金については、予算以上の給付額が発生した場合に対応するため、継続することを理事会において確認した。

(ウ) 市からの補助金について

市の補助金交付規則の制定に基づいて、区の活動を支援するため、中野市区長会が行う給付事業に対し、予算の範囲内かつ給付実績の1/2以内で補助金を受けることを理事会において確認した。

ウ 火事見舞いについて

市内において火災が発生した場合に、隣接する区が出火区に対し行っていた火事見舞いについては行わないものとする。(平成24年度第3回理事会決定事項)

エ 区における新役員就任挨拶について

新役員就任に伴う市役所への就任挨拶については行わないものとする。なお、相談窓口等の資料とするため、職務内容等の資料が年度当初に市から情報提供されます。(平成24年度第4回理事会決定事項)

オ 物資あっせんについて

会長が通知するもの以外の物資あっせんは行わないものとする。

カ 文書配布について

中野市から依頼される全戸配布文書等の配布を行う。

(ア) 広報紙などの全戸配布物について

令和4年4月からのポスティング方式導入に伴い、業者(シルバー人材センター)が毎月5日～10日の間に、全戸へ直接配布する。

(イ) ポスティング方式で配布できないものについて

令和4年4月からポスティング方式を導入しているが、次のものはこれまで同様、区を経由した配布(市から組長等へ発送し、組長等から各戸へ配布)となる。発送は、毎月5日のみ(月1回)となる。

- ・市内一円ではなく、特定の区や地区を限定する配布
- ・募金や共済加入の依頼といった取りまとめが必要なもの

(ウ) 回覧板を利用した回覧について

市からの各区への回覧の依頼については、令和2年5月から休止となっている。なお、各区が独自に行う回覧については、各区の判断による。

(エ) 区長あて文書の一括送付について

市の各部署から各区長へ送付される文書については、これまでどおり、急を要するものを除き、毎月5日と20日にまとめて発送(郵送)します。

キ 令和8年度の各種会費・募金等について

各区の予算資料として、各種会費及び募金等の金額を記載している・、

特に、募金は任意で行われることであるため、目安額や集金方法は各区の決定で構いません

(ア) 会費

各会の規約に定める会費・総会で議決を経たうえで各区に対して納入をお願いする会費				
件名	用途	金額(円/世帯)	予定時期	担当課等
中野市社会福祉協議会会費	社協の活動運営費の一部として活用	300	6月	社会福祉協議会
中野市衛生自治会会費	市民大清掃、定例清掃等の活動費として活用	60 ※実質負担は0円	— ※集金なし	生活環境課
中野市区長会給付事業負担金	区等の事業での負傷等の療養に要した費用を給付	50 ※実質負担は0円	— ※集金なし	市民協働推進室

(イ) 募金 ※区への予算措置を依頼するために記載するものではありません。

各種事業に対する募金で任意による。(目安額は強制的な集金額ではありません)				
件名	用途	目安額(円/世帯)	予定時期	担当課等
中野シヨンシヨンまつり戸別寄付金	会場設営や打上花火等の費用の一部に活用	150	7月	商工観光課
社会を明るくする運動募金	市保護司会が行う更生保護活動や啓発・研修費に活用	30	8月	福祉課
日赤活動資金募金	赤十字奉仕団の活動助成金、災害時備蓄品購入費に活用	400	6月	社会福祉協議会
赤い羽根共同募金	ボランティア活動への補助金として各種団体へ分配	640	12月	社会福祉協議会

- ◆令和7年度から市区長会給付事業負担金については、行政推進事務委託料から負担金納入分を控除することにより、市区長会への納入は必要なくなります。
- ◆『緑の募金』については、農業振興課から別途通知をしますので、本年度の通知から記載を削除しました。
- ◆上記のほか、地区によっては地区社協会費、青少年健全育成会会費などがありますので、区内での情報共有をお願いします。

ク 市から区長への感謝状について

各地区からの意見として、感謝状は一切不要、市区長会長のみでよいという声があった一方、区長全員に贈呈してほしいという声もあった。令和3年度の理事会で協議した結果、区長全員に贈呈してほしいという声を尊重し、「従来どおり区長全員を対象とする」ことに決定した。

(総会当日、各地区分を地区区長会長へお渡ししますので、各区長へ贈呈をお願いします。)

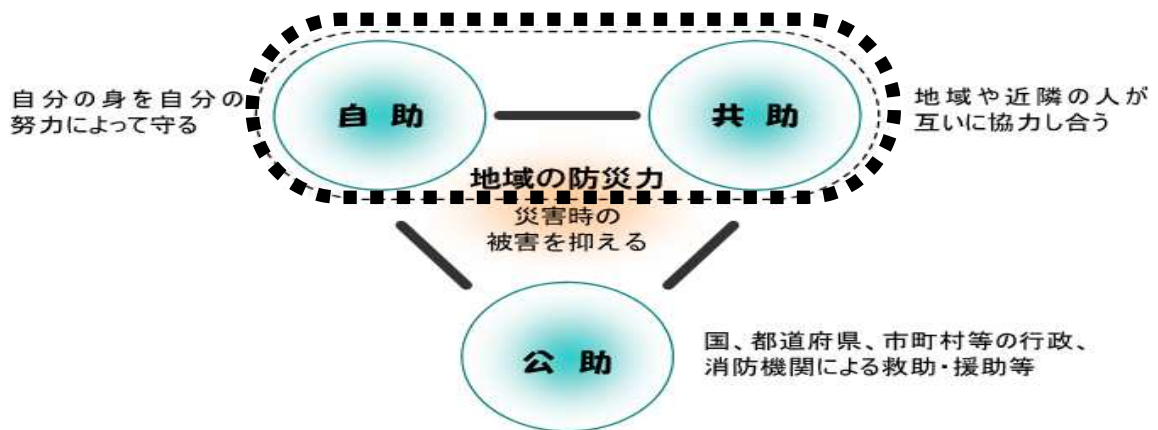
自主防災組織のすすめ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震、その後9月の豪雨災害、南海トラフ地震臨時情報の発表、台風による甚大な被害等、各地で災害が頻繁に発生しています。

能登半島地震の発生時、石川県珠洲市では市の職員の登庁率は20%、輪島市、七尾市では39%にとどまり、自治体の災害対応が出来ない状態でした。（共同通信調べ）

また、消防、警察も同様で、助けを求める人のもとへ駆けつけることが出来ない状態が続きました。

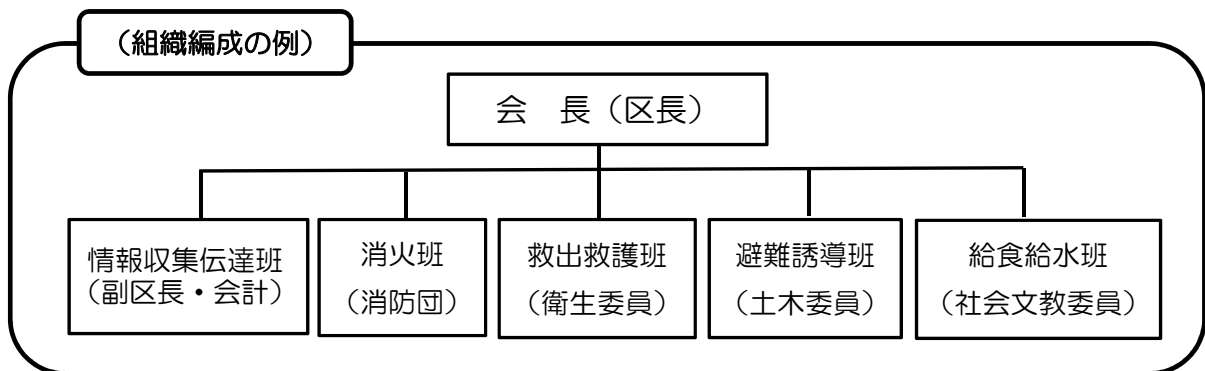
このような中、重要視されているのが地域の実情をよく知っている「自主防災組織」です。地域をよく知っているからこそ「迅速」で「細やかな」対応ができます。



災害の初期は、地域の自主防災組織が非常に重要となります。一番の強みは、何処に誰が住んでいるか分かっているため、安否確認がいち早く出来ることです。

組織の編成は区の実情や規模により様々です。

最初は難しく考えず、区の組織をそのままあて職で充て、徐々に見直していくのがスムーズです。この機会に自主防災組織の設立を考えてみましょう。



自主防災組織が活動のために購入する物品には補助があります！！

- 購入費用の2/3補助！！
※購入費30万円だとすると20万円の補助！
- 補助物品の例は次ページ

※補助割合は今後変更となる場合があります。

※市の予算内での補助ですので予算オーバーとなった場合、次年度の補助となる場合があります。

補助物品の例

区 分	品 名
情報収集・伝達用	拡声器、携帯無線機・受令機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、ポータブル電源、ホワイトボード、腕章 等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ、防火衣・ヘルメット、とび口、手袋 等
水防用	救命ボート、救命胴衣、雨衣、防雨シート、シャベル（スコップ）、つるはし、ロープ、かけや、くい、土のう袋 等
救出用	バール、はしご、のこぎり、シャベル（スコップ）、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、斧、一輪車、車いす、鉄パイプ、角材、等
救護用	担架、救急セット、AED、テント、毛布、敷きマット、組立式シャワー、簡易トイレ、消毒液 等
避難用	強カライト、ヘッドライト、ランタン、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛、標識版、警報器具、投光器、発電機、暖房器具、扇風機、燃料携行缶 等
給食・給水用	こんろ、カセットガス、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、配膳用食器、保存水、保存非常食 等
訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器（プロジェクター等） 等
その他	簡易収納庫、リヤカー、ブルーシート 等

自主防災組織等活動支援事業補助金

能登半島地震を受け自主防災組織等活動支援事業補助金を拡充！！

また自主防災組織から指名された方が防災士の資格取得に対する費用も拡充。

●補助を受けられる事業・経費

➤ 組織設立支援事業

設立時の
1回のみ

自主防災組織の設立に要した経費
組織立上げに向けた勉強会、講習会開催に係る費用など



➤ 啓発事業等支援事業

防災力の強化を図るために実施した事業の経費
防災講座、防災訓練、防災マップの作成に係る費用など



➤ 資機材等購入支援事業

防災計画に基づき整備する資機材購入時の経費
備蓄食糧、炊き出し用機材、情報収集・伝達用資機材購入に係る費用など

5年に1回



➤ 防災士資格取得事業

各組織
1人1回

地域防災力向上を目的として、防災士の資格を取得しようとする方を対象に資格取得を助成
特定非営利活動法人日本防災士機構が発行する教本の代金
防災士養成研修受講料、防災士資格取得試験受験料など



●補助率

- ・補助対象事業経費の 3分の2
- ・上限額（下表のとおり）



事業区分	補助金額(上限額)	
<ul style="list-style-type: none"> ・組織設立支援 ・啓発事業支援 (経費の2/3以内) 	100世帯未満	20,000円
	100世帯以上200世帯未満	40,000円
	200世帯以上300世帯未満	60,000円
	300世帯以上400世帯未満	80,000円
	400世帯以上500世帯未満	100,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・資機材等購入支援 (経費の2/3以内) 	500世帯以上	120,000円
	300世帯未満	300,000円
	300世帯以上400世帯未満	400,000円
	400世帯以上500世帯未満	500,000円
防災士資格取得	500世帯以上	600,000円
		40,000円
	自主防災組織の推薦を受け、防災活動の中心的役割を担うことが出来る者又は予定者	

音声告知放送が終了します

設備撤去と端末機の処分に関する 大切なお知らせ



音声告知放送サービスは令和8年3月31日で終了いたします。つきましては、音声告知放送サービスのみご利用いただいているご加入者様は、以下のとおり、無償で設備撤去を行う予定です。

ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、ケーブルテレビサービスご加入者様におかれましては、引き続き、設備を利用いたしますので、端末機のみ裏面により処分をお願いいたします。

撤去対象の設備

設備対象は

- ①引込線
- ②保安器
- ③音声告知放送端末機

※③端末機については、撤去作業の際に回収いたしますが、裏面により処分いただいても結構です。

作業時期と作業者

作業については

【撤去作業実施時期】

令和8年度から令和10年度までの3年間

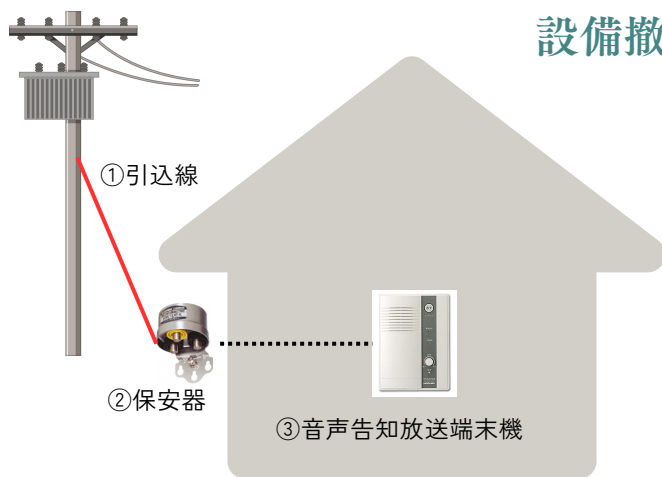
【作業実施者（予定）】

中野地域：テレビ北信ケーブルビジョン(株)
豊田地域：中野市（令和8年度）

ケーブルテレビ ご加入者様

現在ご加入中の方は

引き続き、設備が必要となりますので、③音声告知放送端末機を裏面により処分をお願いいたします。



設備撤去作業は、3年間で順次行う予定です。

- 作業については、以下のとおり予定しております。
中野地域：テレビ北信ケーブルビジョン(株)が実施し、3年間順次実施する予定です。なお、作業予定は変更になる場合があります。
【R8年度：平岡、長丘、科野、倭地区】
【R9年度：中野、日野、延徳地区】
【R10年度：平野、高丘地区】
豊田地域：豊田情報センターの旧設備撤去工事と併せて、R8年度に市が作業を実施する予定です。
- 設備の撤去をお急ぎの場合は、テレビ北信ケーブルビジョン(株)までご連絡をお願いいたします。
- 作業日程については、テレビ北信ケーブルビジョン(株)から個別にご連絡を申し上げます。作業日程の調整にご理解とご協力をお願いいたします。
- 音声告知放送端末機からテレビに配線が接続されている場合は、テレビ北信ケーブルビジョン(株)へご連絡ください。

…………… 宅内配線の撤去等が必要な場合は、各ご家庭で別途工事を手配いただく必要がございます。

お問い合わせ

テレビ北信ケーブルビジョン（株）

電話 **0269-26-0202**

メール **support@thvnet.tv**

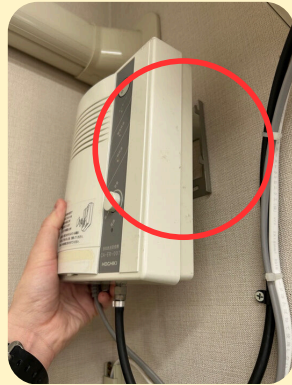
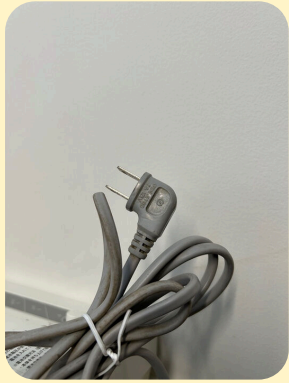
中野市総務部企画財政課DX推進係

電話 **0269-22-2111（内線217）**

メール **dx@city.nakano.nagano.jp**

端末機は各家庭で取り外し 金属ごみとして処分をお願いします

端末機の
取り外し方法



① 端末機の電源コードを抜きます。

② 端末機から同軸ケーブルを抜きます。

③ 端末機を上にもずらすと掛け時計のように外れます。

④ 端末機の裏側から乾電池4本を取り出します。



処分は
令和8年4月
以降にお願い
します。

⑤ 壁に取り付け金具がある場合は、取り外して金属ごみで処分をお願いします。

⑥ 写真の状態になりましたら取り外し完了です。

⑦ 取り外した端末機は金属ごみで処分をお願いします。

※乾電池は年2回の市民大清掃の日に有害ごみとして処分をお願いします。

中野市地域情報配信アプリ ライフビジョン

「音声告知放送サービス」に代わる新たな情報配信サービスとして、令和7年4月より中野市地域情報配信アプリ「ライフビジョン」の運用を開始しております。スマートフォンで防災、行政情報を場所と時間にとらわれることなく取得できます。



ダウンロードはこちらから

Android



iPhone



Googleplay または Appstoreから

ライフビジョン



で検索

令和8年執行予定の選挙事務について

令和8年2月13日現在

1 選挙の予定

- (1) 中野市議会議員一般選挙（令和8年4月30日任期満了）
投票日：令和8年4月26日
- (2) 長野県知事選挙（令和8年8月31日任期満了）
投票日：未定
※任期満了日前30日以内に執行。

2 区長への依頼事項

- (1) 投票所の投票管理者及び投票立会人の内申
 - ・投票管理者、投票管理者職務代理者兼投票立会人、投票立会人 各1人。
 - ・全区長へ依頼し、複数の区による投票所は関係区で調整。
 - ・半日交代による従事も可。
- (2) 投票所として地区公会堂等の借用
 - ・令和8年2月執行の衆議院総選挙と同じ公会堂等を投票所に借用依頼（該当する区長）
- (3) 選挙ポスター掲示場の選定及び承諾書等の取りまとめ
 - ・令和8年2月執行の衆議院総選挙と同じ場所に掲示予定（該当する区長）
- (4) 投票事務打合せ会議
 - ・投票管理者の出席依頼（市職員の投票事務主任者が同席）
 - ・令和8年4月17日 午後2時 会議室41.42.43

※依頼発送：2月13日（金） 提出期限：3月13日（金）予定

3 その他

- ・期日前投票所の出役依頼なし
- ・選挙公報はポスティングによる全戸配布

市選挙管理委員会事務局 (書記長) 高木 (担当) 高藤 電話 22-2111 内線 324

中野市区長会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中野市区長会と称し、事務所を中野市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、中野市内各区の区長及び副区長をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず新たに区長会へ加入する区については、世帯数70世帯以上で、地理的、経済的条件等を考慮して総会において決定する。

(目的)

第3条 本会は、自治行政につき健全なる発展と運営を遂行するため会員相互の研さんを重ね、施策の円滑を図り、もって民心の安定と福祉の増進を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 各区の事務連絡調整
- (2) 自治行政の振興発展に関する調査研究
- (3) 地方公共団体の事務への協力
- (4) 負傷、疾病等の給付
- (5) その他目的達成上必要と認められる事項

(役員及び職員)

第5条 本会に、次の役員及び職員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 会計1名(副会長兼務)
- (4) 理事8名以内
- (5) 監事2名
- (6) 事務局長1名、書記1名

(役員を選出等)

第6条 会長、副会長および理事は、区長の中から総会において選出し、監事は理事会において区長の中から選出する。

- 2 役員任期は選任した日の翌日から翌年の定期総会までとし、再任は妨げない。ただし、後任者が就任する時まで在任する。
- 3 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 4 事務局長および書記は市役所又はその他の団体の職員中から任命権者の承認を得て会長がこれを任命する。

(役員職務)

第7条 会長は会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、副会長の中から会長が選任し、会の会計をつかさどる。

- 4 監事は会の会計を監査する。
- 5 理事は、会長の招集により事業の立案ならびに執行にあたる。
- 6 事務局長は、会長の命を受け、会の庶務を掌理する。
- 7 書記は上司の指揮を受け、会の庶務及び会計事務に従事する。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会及び理事会は、会長において必要と認めた場合にこれを開く。
 - 3 定期総会は、年1回春に開催しなければならない。

(会議の招集)

- 第9条 総会及び理事会は、会長がこれを招集する。
- 2 会員の4分の1以上から会議に付すべき事件を示して、総会の招集請求があるときは、会長これを招集しなければならない。
 - 3 会議は、会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

- 第10条 総会及び理事会の会議における議長の職務は、会長がこれを行う。ただし、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(議決の方法)

- 第11条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は議決に加わる権利を有する。

(給付)

- 第12条 本会は、区及び公共団体（理事会において決定したものに限る。以下「区等」という）等の行う事業又は行事に出役した区民の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行う。

(給付の基準)

- 第13条 給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給して行うものとする。

- (1) 療養給付 療養に要した費用（健康保険法等の規定に基づく給付の対象となる診療費、移送その他の療養費に限る）から健康保険法等の規定にもとづき給付される療養費を控除した額（5,000円未満の場合は、5,000円とする）
ただし、最高支給限度額は、30万円とする。
 - (2) 障害に対する給付 身体障害者福祉法に定める障害の級別に応じ別表に定める額。
 - (3) 死亡給付 第14条第4号に該当する死亡のうち、土木作業又はこれに準ずる作業の場合は150万円、その他の事業又は行事の場合は75万円、同条第5号に該当する死亡は35万円とする。ただし、区長が区等の事業又は行事外において死亡した場合は7万5千円、副区長が死亡した場合は4万5千円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、負傷、疾病、障害又は死亡の原因となる事故が第三者の故意又は重大な過失によるものであるときは給付を行わないことができる。

(災害の範囲)

第14条 区等の事業における災害の範囲は次のとおりとする。

- (1) 区民の負傷でその原因である事故が区等の事業又は行事において発生したもの。
- (2) 区民の疾病でその原因である行為が区等の事業又は行事においてなされたもの。
- (3) 前2号に規定する負傷又は疾病がなおった場合において障害の存するもの。
- (4) 区民の死亡でその原因である事故が区等の事業又は行事において発生したもの。
- (5) 区民が区等の事業又は行事中に発病し、その疾病のため7日以内に死亡したもの。

(給付金の請求)

第15条 給付金の支払の請求は、当該区長が別に定める様式による支払請求書を提出して行うものとする。

(給付金の支払)

第16条 本会は、前条の規定による給付金の支払の請求があったときは、当該請求の内容が適当であるかどうかを理事会で審査して第13条の規定に従い、その支払額を決定する。

(給付を受けるべき遺族の順位)

第17条 死亡したときにおいて給付を受けるべき順位は配偶者、子、父、母、孫の順で、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。

(会計)

第18条 本会の経費は負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 負担金は、各区の負担とし、給付事業に要する経費の負担金として年額1世帯50円を納入しなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、定期総会の日に始まり翌年の定期総会の前日に終わる。

(解散)

第20条 この会を解散しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(精算人)

第21条 この会が解散したときは、理事が精算人となる。

(会則の変更)

第22条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第23条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和50年12月23日から施行する。
- 2 中野市区長会会則（昭和29年中野市区長会総会7月15日議決）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、昭和56年11月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則の規定は、この会則の施行の日以後に給付を行うべき事由が生じたものについて適用し、同日前に給付を行うべき事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この会則は、昭和57年2月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、昭和58年11月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則（以下「改正後の会則」という。）第13条第1項の規定は、昭和58年2月24日から適用し、改正後の会則第18条第2項の規定は、昭和59年度から適用する。

（内払規定）

- 3 適用日からこの会則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この会則による改正前の中野市区長会会則の規定に基づく給付（適用日から施行の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、改正後の会則の規定に基づく給付金の内払いとみなす。

附 則

この会則は、平成10年2月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、平成15年10月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則（この項において「改正後の会則」という。）第13条第1項第3号の規定は、平成15年2月22日から適用し、改正後の会則第19条の規定は、平成16年度から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則第5条第4号の規定は、平成17年4月1日から適用し、平成17年度の豊津、上今井及び永田地区の地区区長会長は、理事とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この会則は、平成18年2月25日から施行する。

(別表) (第13条第1項第2号関係)

障害の級別	金額
第1級	300,000円
第2級	255,000円
第3級	210,000円
第4級	165,000円
第5級	120,000円
第6級	75,000円

中野市区長会給付基金の設置管理及び処分に関する規約

(設置)

第1条 中野市区長会の給付費用に充てるため、給付基金を設置する。

(積立て)

第2条 毎年基金として積立てる額は、区長会予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、区長会予算に計上して歳計現金に編入する。

(処分)

第5条 会長は、給付費に充てるため必要と認めるときは、基金に属する現金を区長会予算に計上して編入するものとする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、昭和44年4月25日から施行する。

附則

この規約は、昭和50年12月23日から施行する。

附則

この規約は、昭和60年2月1日から施行する

中野市区長会給付事業の概略

1 給付事業の意義

区長会の給付は、区及び公共団体における事業や行事を行っている時に災害にあった場合に、本人の医療費負担を軽減し死亡に関しても必要な給付を行い、区政の進展に寄与することを目的としています。

2 災害の範囲

1の災害とは、区の事業及び行事等（交通安全協会の事業、体育行事及びPTAの出役等を含む。）に起こったすべての負傷、死亡または負傷がなおった後においてもなおかつ後遺症が生じた場合も含まれます。

3 災害がおきた場合の見舞金の基準

(1) 医療費については、療養に要した費用（健康保険法等の規定に基づく給付の対象となる診療費、移送その他の療養費に限る）から健康保険法等の規定にもとづき給付される療養費（高額療養費等の支給を含みます）を控除した額を支払います。

（ただし、最高300,000円以内で5,000円未満の場合5,000円の見舞金とします。）

(2) 死亡見舞金については、次の区分により支払います。

① 土木作業又はこれに準ずる作業の場合は150万円

② ①以外の事業又は行事の場合は75万円

③ 事業又は行事中に発病し、その疾病のため、7日以内に死亡した場合は35万円

(3) 後遺症については、会則別表のとおりです。

4 災害がおきた場合の手続きについて

(1) 災害がおきた場合はただちに区長さんが災害報告書（用紙は市区長会事務局にあります。）を市区長会事務局に届出させていただきます。災害報告書の提出の際は、区の行事中であつたことが分かる資料（開催通知またはチラシ等）の添付が必要です。

(2) 次に、給付金請求書（用紙は市区長会事務局にあります。）と診療明細書（ある場合）を提出していただきます。療養が継続する場合は完治した後に医療機関の領収書または証明書を添付して請求してください。

(3) 請求金額が50,000円以内のときは会長の決裁によってお支払いし、50,000円を超える場合は理事会に諮ったうえでお支払いするようになります。

(4) 死亡の場合も負傷と同じ手続きです。

(5) なお、医師の請求金額がすぐにわかる場合は災害報告書と同時に行っていただいても結構です。

5 会計について

以上のような見舞金制度を行うため1年間1世帯当たり50円の負担金をいただき、なおかつ市から1年間の全支払額の1/2以内の補助と合わせて運営しております。また、昭和44年度から基金会計を設け、災害の少ない時には負担金の一部を積立てています。

6 その他

(1) 給付の内容について、不明な点などがありましたら市区長会事務局へお問い合わせください。

(2) どんな小さな災害でも起こった場合は区長さんが事務局へお届けください。